

# 第77回和光市都市計画審議会会議録

平成27年11月26日（木） 602会議室

第 7 7 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成27年11月26日(木)	開会時間	14時00分
会 場	市役所6階602会議室	閉会時間	15時10分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	井上 航	岩田 成作	建設部長 星野 賢
	金子 正義	鳥井 俊之	都市整備課長 中蔦 裕猛
	柴崎 幸夫		事務局
	西川 政晴		都市整備課
	赤松 祐造		主幹 加山 卓司
金井 伸夫		統括主査 広瀬 裕二	
齊藤 秀雄		主査 黒田 繁	
齋藤 登		主査 鶴田 直之	
深野 靖		主査 三富 応樹	
		傍聴者 3名	
議 案	諮問事項 (1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について (2) 和光都市計画 特別緑地保全地区の変更について		

発言者	議 事
事務局	<p>お待たせいたしました。ただいまから第77回和光市都市計画審議会を開催いたします。本日は岩田委員、鳥井委員から所用により欠席する旨の連絡をいただいておりますが、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。</p> <p>和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。</p> <p>なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。</p> <p>本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいましたので、既に入室していただいております。審議中にも傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、松本市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様には日頃から市の都市計画事業の推</p>

進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日の審議会は、委員の変更がありましたので新たに4名の方に加わっていただき、また、臨時委員として1名の方に加わっていただいております。皆様には、当審議会委員といたしまして、お力を貸していただきますようお願い申し上げます。

さて、本日の審議会の諮問事項は、前回の都市計画審議会に引き続き緑地に関する都市計画の変更となる「生産緑地地区の変更」及び「特別緑地保全地区の変更」でございます。

特別緑地保全地区につきましては、前回の審議会に引き続き諮問させていただきますが、今回の指定箇所につきましては湧水群や貴重な樹木等が見られ市民の憩いの場として親しまれている緑地を永続的に残すため白子宿特別緑地保全地区として都市計画に定めるものでございます。

詳細は後ほど事務局からご説明いたしますが、特別緑地地区の保全につきましては、一昨年度改訂しました都市計画マスタープランにおいて「丘陵部に残る斜面林は武蔵野の面影を留める原風景の緑として特別緑地保全地区の活用等により、保全・育成を図る」という位置づけのもと、緑豊かな緑地については、今後も積極的に保全していきたいと考えております。

また、市民生活に欠かすことのできない都市計画事業でございますが、現在事業推進中の5地区の区画整理事業につきましては、いずれも着実に進展しており、まちの発展していく姿が皆様にも実感できていることと思っております。

皆様ご存知の通り、当市の財政事情は大変厳しい状況が続いておりますが、今後ともご理解ご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、各委員の皆様、本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは、諮問に移りたいと思いますので、松本市長よろしく願いいたします。

市長

それでは、諮問させていただきます。平成27年11月26日、和光市都市計画審議会会長井上航様、和光市長松本武洋、和光都市計画の変更について、諮問、このことについて都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、下記の事項を諮問します。記、諮問事項(1)「和光都市計画生産緑地地区の変更」について、諮問事項(2)「和光都市計画特別緑地保全地区の変更」について。以上でございます。

事務局

ありがとうございました。誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

市長

それでは、何卒よろしくお願いいたします。

市長退席

事務局

会を進めます前に報告事項がございます。和光市議会議長より平成27年5月18日付けで、「和光市都市計画審議会委員の選出について」通知があり、和光市都市計画審議会条例第2条第1項第2号委員としまして市議会議員の西川政晴議員、赤松祐造議員、金井伸夫議員、齊藤秀雄議員の4名の委員が新たに任命されております。また、今回は生産緑地地区の変更について審議していただきますので、同条例第3条第1項の特別の事項を審議するため必要な臨時委員として、あさか野農業協同組合和光支店長の深野靖氏が、諮問事項(1)「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の審議終了までを任期として、市長より任命されております。

今回は、初めて顔を合わせる委員の方もいらっしゃると思いますので、恐れ入りますが、簡単で結構ですので、委員の皆様には本日配布いたしました名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

井上会長

県議会の井上航でございます。和光都市計画審議会においては会長の職を仰せつかっております。円滑な進行に務めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

金子委員

学識経験者として推薦されました金子でございます。副会長を仰せつかっております。会長の補佐をできるだけ務めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

柴崎委員

和光市農業委員会から来た柴崎です。よろしくお願いいたします。

西川委員

市議会議員の西川でございます。4年間のブランクはありますが、その前に4年間都市計画審議会の委員をさせていただいておりました。今回もよろしくお願いいたします。

赤松委員

市議会議員の赤松祐造です。よろしくお願いいたします。

金井委員

市議会議員の金井伸夫です。よろしくお願いいたします。

齊藤秀雄委員

市議会議員の齊藤秀雄です。よろしくお願いいたします。

齊藤登委員

公募で市民の代表として委員に選ばれました齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

深野委員

J Aあさか野和光支店の深野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして幹事の異動がありましたので、ご報告いたします。平成27年4月1日付けの人事異動により、建設部長の星野賢が幹事として任命されております。それでは、事務局の自己紹介をさせていただきます。

本年4月より建設部長を拝命いたしました星野でございます。先ほど市長からも話

がありましたとおり、都市計画事業の推進にあたりましてご協力いただきまして心から感謝を申し上げます。本日の審議会につきましても忌憚のない意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

同じく幹事を仰せつかっております。都市整備課長の中蔦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の司会進行を務めさせていただいております都市整備課の主幹をしております都市整備課の加山と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課計画担当の黒田と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課公園緑地担当の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課公園緑地担当の三富と申します。よろしくお願いいたします。

もう一人都市整備課の計画担当の鶴田がおります。今外で受付をやっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは議事に入ります。和光市都市計画審議会は、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定において、会長が議長を務めることになっておりますので、井上会長に審議の進行をお願いいたします。

井上会長

改めまして会長の井上でございます。本日は議事進行よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員を指名させていただきたいと思っております、赤松委員・金井委員の2名を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それではこれより審議に入ります。諮問事項(1)「和光都市計画生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

幹事

それでは諮問事項(1)和光都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。

この度の変更は、生産緑地地区の解除によるものです。

生産緑地法第11条の生産緑地の買取り等の規定及び同法第14条の生産緑地地区内における行為の制限の解除の規定に基づく行為が第62号、第64号、第89号、第91号、第106号、第107号、第128号生産緑地地区の7地区でございました。

生産緑地法第10条の規定によりますと、生産緑地の所有者は、生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができることとされてお

ります。

先ほど述べました7地区のうち、第62号、第64号、第89号、第106号、第107号、第128号生産緑地地区の6地区におきましては、主たる従事者が死亡したことにより買取り申出書が提出されました。

また、第91号生産緑地地区におきましては、主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有したことにより、買取り申出書が提出されました。

市では、買取り申出書が提出されたこの7地区それぞれにつきまして、庁内事業課に買取り希望の有無を照会いたしました。買取りを希望する部署はなく、また、厳しい財政状況から、申出人には買取らない旨の通知をいたしました。このため、生産緑地法第13条の規定に基づき、農業委員会の協力を得まして、農業に従事することを希望する方がこれを取得できるよう斡旋に努めましたが、取得希望者はございませんでした。

よって、買取り申出日から起算して3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転がなされなかったため、生産緑地法第14条の規定により、行為の制限が解除されております。

本日配布いたしました、生産緑地の参考資料の中の「生産緑地地区解除手続」をご覧ください。これは、ただいま、ご説明いたしました生産緑地地区の解除と都市計画の変更の流れをお示ししたものです。市で生産緑地を買い取らない場合は、買取りの申出があった日から1ヶ月以内に買い取らない旨を土地所有者へ通知します。この部分がNo.2の「生産緑地の所有者への通知」にあたります。次に、農業委員会の協力を得まして農業従事希望者が当該生産緑地を取得できるように斡旋に努めます。しかし、斡旋が不調に終わって当該生産緑地の所有権に移転が行われず、生産緑地の買取りの申出から3ヶ月が経過しますと、生産緑地法第14条の規定により、生産緑地の行為制限が解除されます。この部分がNo.3「農業従事者への斡旋」、No.4「行為制限の解除」になります。

この行為制限が解除されますと、No.5以降の都市計画の変更手続に入ります。この行為制限が解除されますと、都市計画の変更が成されていない状態でも土地利用は可能となります。これは生産緑地法上、行為の制限が解除されると、都市計画変更の有無に関わらず生産緑地としての行為制限を受けないことによるものです。

次に、第77-1号生産緑地地区におきましては、第77-1号生産緑地地区の基となる第77号生産緑地地区が平成4年11月30日に当初指定された際に、宅地の一部となっていた部分を生産緑地として誤って指定していた事が判明したことから、現況宅地の一部である19㎡について錯誤を原因とした生産緑地の地区の変更を行うものです。

この度の解除により第64号、第91号、第107号生産緑地地区の3地区につきましては廃止となり、第62号、第77-1号、第89号、第128号生産緑地地区の

4地区につきましては、地区の一部解除による面積及び区域の変更となります。また、第106号生産緑地地区につきましても、地区の一部解除による面積及び区域の変更となりますが、これにより一団性が失われますことから、第106号生産緑地地区を第106-1号及び106-2号生産緑地地区に分割いたします。

以上の変更により、和光市の生産緑地は、全体で140地区、714筆、面積は約43.59haとなりまして、市街化区域農地面積75.19haに対しまして、指定率は58.0%となります。

説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

井上会長

ただいまの「和光都市計画生産緑地地区の変更について」の説明に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。なお、発言の際は挙手をしていただけたらと思います。また、再質問の際も挙手をお願いいたします。その都度、私から指名させていただきたいと思います。明確な会議録の作成のご協力をよろしくお願いします。

齊藤登委員

77-1号はどのような錯誤があったのですか。

幹事

この案件は平成4年11月の一番当初の生産緑地の指定のときに、現況農地を生産緑地に指定したつもりだったのですが、実際はその生産緑地の一部である19㎡分が、隣の土地の宅地部分に生産緑地として指定されている状態でした。現況は農地ということで指定したつもりだったのですが、実際は宅地の部分に19㎡分の生産緑地がはみ出した形で指定しまっていたということです。現に19㎡については宅地の方が占有されているという状況となっていました。この案件は土地の相続が絡みまして、その19㎡を含めてその宅地の方に相続されるということにも関わらず、現況では生産緑地の土地の所有者のものになっていたという背景から宅地の所有者が19㎡について、相続財産の遺留分として訴訟を起こして、その結果19㎡分の土地の分筆、境界杭の設置、登記申請の手續と併せて生産緑地の一部解除に必要な手續も行いなさいということで和解をされたということでございます。この様な背景から、錯誤という形で遡って訂正するという案件でございます。

齊藤登委員

この場所は見に行ったのですが北側に住宅地があったので、中まで入って見ることはできなかったのですが、この生産緑地に指定されている場所は道路から入ることができませんが、道路に接していなくて問題ないのですか。生産緑地は買取によって公共的な施設が建てられることもあると思いますが、仮にそういう状況になった場合道路に接していないことの対応はあるのですか。

事務局

通常道路の接道義務については、運用指針等で明確に義務付けられているのですが、当初指定した平成4年当時は接道要件が今ほど厳しくうたわれた状態ではなくて、それから数年経って運用指針に明確に位置付けられましたので、追加指定については厳しく接道条件を見ているのですが、当初指定時はそのような要件が明確になっていなかったもので、こういう場所が生じてしまっています。

西川委員

生産緑地を解除された89号は、まだ開発行為は行われていないようですが、この89号は市の方で公共施設として買取が発生しなかったということですが、この地域には公園がないんですよね。それと都市計画道路のルート上にあつて県道の付替え計画があると思いますが、そういったことを見越しても各課から買取の申請がなかったのですか。

幹事

関係各課に生産緑地の買取申出の照会をかけましたが、買取の希望はないとの回答になっています。

西川委員

将来まちづくりをする中で有効な場所なので、買ったかどうかという話ではなかったんですか。先行投資という市の考え方はないのですか。

幹事

少なくとも関係各課に照会をかけた中では先行投資という申出はありませんでした。

赤松委員

同じく89号ですが、ここは中央土地区画整理事業予定区域に入っていますが、事業化されるか分からない状況で公園がないんですよね。ここで買取しないと将来区画整理が始まったときに、やりにくくなるのではないですか。そうならないためにも市が買取を検討すべきではないですか。関係各課から買取申出がなかったから買わないというのではなく、こちらから話を持って行って買取することはできなかったのですか。

幹事

関係各課は福祉など色々ありますが、今の話ですと建設部所管のところに色濃い内容ですが、建設部内部ではここで公園を作るというよりは区画整理をやるときの先行買収するかしないかということで、区画整理をする場合は換地の手法を用いて公園を理想的なところに配置するわけですが、この場所がそれに見合う先行買収が必要かどうかという判断をした中で、今回は必要性がないという結論付けをして買取を行いませんでした。

赤松委員

西川委員も伺いましたが、やはりこの場所は都市計画上強く動いていかないといけないと思うんですよね。今、財政が厳しいので消極的になってしまうのもわかりま



すが、積極的に買取りに動いて欲しいです。

幹事

優先度の話ですが、例えば区画整理が事業化されているようなところに生産緑地の買取申出が出た場合は、大変優先度の高い案件になりますので、それは市として是が非でも買取るべきと考えますが、こちらについては区画整理の網はかぶっていますが、まだ事業化の目途がたっていないという中での一つの判断だったという解釈をしています。

金井委員

西川委員の指摘と同じく89号の生産緑地ですが、この敷地は将来都市計画道路の宮本清水線が計画されている区域に入っていると思うのですが、将来この敷地が道路になるわけですね。

幹事

区画整理区域内の都市計画道路については、区画整理事業の中で道路用地を生み出すという原則があります。先ほど申し上げましたように区画整理が事業化されたり区画整理区域外の都市計画道路については、是が非でも買取るべき話でありまして、この場所については中央土地区画整理事業が事業化された際に道路用地を生み出すという観点で整理しています。

齊藤登委員

本日いただいた参考資料の中で、生産緑地の解除手続から都市計画の変更手続の流れが載っていますが、これと似たような資料を毎回いただいていますけど、生産緑地の解除の話が進んでしまった段階で都市計画審議会が開催されていますよね。私は市民公募の委員としてきていますが、これはおかしな話だと思うんですね。たまたま古い議事録を見たのですが、同じように公募で出た委員の方も同じことを指摘していました。私も純粹にこの手続の流れはおかしいのではないかと思います。結果的に良い方向に進むのであれば良いのですが、今回の89号はまだ家が建っていないからよいですが、それ以外のところは小さい家が沢山建っていたりして、そういう虫食いの状態で小さい開発が進んでいって、それを止めることも意見を言うこともできなくなると、この審議会で審議する意味がどこにあるのかと思います。事務局の方は法律に従ってやっていかないといけないのしょうけれど、今回議員の方が新しく委員をやられていますが、議員の方はどのように思っているのか市民として聞いてみたいのですが、いかがでしょうか。

井上会長

私も個人的に聞いてみたいのですが、進行上、各議員の個人の意見を発言する場としてしまうのはどうかと思います。もう一度、事務局から解除の手続のフローを説明していただくことでどうでしょうか。

齊藤登委員

解除の手續に関しては理解しています。都市計画審議会の前に開発が行われてしまっても法的に問題がないことも分かっています。ただ、結果的にはミニ開発が行われてしまっていますよね。長い目で見ると、例えば土地区画整理をするにしても今一人の方が所有しているのが、そこに10件、20件と家が建つと個人の意思が10倍、20倍になるわけですから、土地区画整理をやるにしても物凄く大変だと思うんですよね。都市計画審議会の意見が何も反映されないでどんどんそういう状態にならざるを得ないこともわかりますが、そういう現実がある訳ですから、ただ難しいからということではなくて、今回はそういう話があったから次からはこういう風に変えていこうとか方向性をつけていかないと、改善されずに今後も同じ状態になると思うんですよね。

井上会長

齊藤委員から提案をいただいておりますが、一度、本来の議事に戻して審議させていただいて、審議会終了後に意見交換の場とさせていただければと思います。改めて申し上げますが、今行っているのは諮問事項1の第62号から第128号までの生産緑地の変更に関する質疑があれば引き続き行うということによろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

井上会長

他に生産緑地地区の変更について、ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

赤松委員

もう一度、お聞きしますが89号については農業を続けることが不可能ということですが、何故続けられないのかももう一度説明していただけますか。

幹事

89号生産緑地については、主たる従事者が平成25年12月に死亡したことでの買取り申出がありました。

赤松委員

跡取りは全くいなかったのですか。

幹事

89号は今回の買取りがあった区域以外は、一生懸命営農されています。

西川委員

128号ですが、ここは越後山区画整理事業の区域内だと思いますが、主たる従事者が死亡や故障がないと生産緑地の解除は難しいのですか。

幹事

生産緑地の解除は、生産緑地をしていしてから30年を経過したとき、若しくは主たる従事者が死亡や病気で故障した場合は随時買取り申出は出せるという形です。こ

の128号生産緑地はご指摘のとおり越後山の区画整理地内のものですが、指定している場所は区画整理前の従前のものになっていて、それが正式に換地のところに権利が移行するのは換地処分といって区画整理の一番最後になりますので、そのときには大きな見直しがありますので、都市計画審議会で審議をお願いすることになります。

金井委員 同様に128号の質問ですが、生産緑地を廃止することによって、この部分については換地処分に影響するのですか。

幹事 128号は7ページの図面で赤で囲まれているかなり大きな区域になっていますが、10名の方でお持ちになっていて一団化されたものとなっています。その中の一人の主たる従事者の方が死亡されて、その筆の一部を生産緑地の買取申出をされたという形ですので、通常の変更の手続に逸脱しているわけではありませんので、今回の買取申出したところは区画整理の換地計画に反映させるということになります。

井上会長 他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。他にご意見も無いようですので質疑を終了いたします。それでは、諮問事項でございます「和光都市計画生産緑地地区の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

井上会長 ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。

それでは、生産緑地地区の変更についての審議が終了しましたので、深野臨時委員がこれで退席いたしますので暫時休憩といたします。

続きまして、諮問事項(2)「和光都市計画特別緑地保全地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

幹事 それでは、諮問事項(2)「和光都市計画特別緑地保全地区の変更について」説明いたします。今回、お示しする案は、「白子宿特別緑地保全地区」の追加指定による都市計画の変更になります。

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる

緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区になります。特別緑地保全地区は、緑地の保全を目的としており、都市緑地法により、原則現状のまま永続的に緑地として保全するものでございます。

現在、本地区は湧水や貴重な樹木等の生育がみられ、自然豊かな一団の緑地であることから、土地所有者から「緑豊かな緑地として後世に残したい」という申出により、民有緑地でありながら特別緑地保全地区に指定するものでございます。

なお、この地区は、和光市環境基本計画や緑地保全計画においても「和光市の特徴的な自然環境が最も顕著に見られる最重要区域である」とされております。

位置は、和光市白子2丁目地内、面積は約0.35haでございます。変更後については、特別緑地保全地区3箇所、面積は0.69haとなる都市計画の案を諮問するものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

井上会長

ただいまの「和光都市計画特別緑地保全地区の変更について」の説明に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、挙手にてご発言いただきたいと思っております。

西川委員

泉橋から今回の指定する区域までの間に土留めの切通し部分がありますが、ここは県が管理しているから今回の指定する区域に入っていないのかということと、今後も緑地指定した場合は、維持管理はどこがするのかということの2点おしえてください。

幹事

最初の質問の泉橋からの県部分については、県用地でございますので県の方の所管になりますので、今回の区域には入れていません。今回指定した特別緑地保全地区の区域は民有地のままの指定になりますので、原則所有者の維持管理になります。

西川委員

指定することによって、地元から雑草が多いからという話があったときに除草などしやすくなるということによろしいでしょうか。

幹事

ここについては、土地所有者の方と現状のままで保全して欲しいということで、市は基本的には都市計画の手続だけという形でのお約束になっています。今もここについては、市民団体が土地所有者と協力して色々と活動していますので、除草等についても今までとおりのやり方でやっていただくという形で考えています。

西川委員

この縁の部分は沢山湧水出ている箇所が多いところなんですよ。大きいところで三箇所くらいありますが、今回の指定箇所はそこまで入っていますか。

- 幹事 三箇所全てを把握しきれていないのですが、湧水が大きく出ているところは全て指定箇所の中に入っています。
- 西川委員 市内の方々がよく湧水を汲みにきているのですが、水から事故が起きた場合の瑕疵とか責任については、特別緑地に指定したことによって変化が出てくるのでしょうか。
- 幹事 基本的には公有地化していませんので土地所有者の方の対応になりますが、今回指定することによって、土地所有者が受けられるメリットの話をさせていただくと、まずは相続税の評価額が80%減免されるということと、固定資産税の二分の一相当額が減免されることになります。しかしながら民有地でありながら、都市計画の決定をすると自分の土地であって自分の土地でないような状況になります。例えば何かを伐るだとか何かを建てるというときも市長の許可を取らないとできないという行為制限もありますので、その裏返しというわけではないですが、そういうメリットがあります。そういう中で指定しますので、水の管理については基本的には土地所有者の方にやっていただく形になります。
- 齊藤登委員 今回の指定は民有地のままということですが、前回指定したときのように寄付という話はなかったのですか。
- 幹事 寄付の話はありませんでしたが、今後の公有地化については市としても前向きに考えるということを条件に今回は民有地で指定させていただきました。
- 齊藤登委員 今回の場所はよく通るのですが、実際見てみると隣の家が法面で接していますが、市として特別緑地として受けてしまうと、災害が発生した場合に全部市の方で補償しなければならぬという話があると思うのですが、そういうことについての議論は市の中で何かあったのですか。
- 幹事 寄付の話はたまにあります、寄付を受けるときは防災的に安心安全なことだとか、がけ崩れが起きたときの危険性の話だとかを全て勘案して判断します。今回の指定についてもいきなり公有地化するとすると、隣接する宅地の方への危険性の部分などが懸念されますので、一步踏み出せないということはあります。
- 赤松委員 今回の白子宿特別緑地保全地区の指定については、都市整備課の方の尽力によって実現しましたので影ながら喜んでいるのですが、先ほど公有地化の話がありましたが、将来的には買取りを踏まえて検討されるのだと思いますが、私としては早く買取って

ほしいですね。時間が経つと地価が上昇する可能性もありますので、無理してでも早く買取ってほしいと思うのですが、それに対する考えはどうでしょうか。

幹事 市長とも話をしましたが財政が好転した暁にはという話も受け賜っていますので、しかるべき時期が参りましたらそのような手続を取りたいと考えています。

赤松委員 白子はどちらかというところ停滞していますので、湧水と緑で活性化しないといけないので、これを糸口として市と市民が一体となって活用していただきたいと思います。

井上会長 要望ということで、受け賜りたいと思います。他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。他にご意見も無いようですので質疑を終了いたします。それでは、「和光都市計画特別緑地保全地区の変更について」採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし


井上会長 ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。それでは、以上を持ちまして、本日の議事は終了いたしますが、事務局から何か報告はありますか。

事務局 次回の都市計画審議会の日程について現在未定となっております。詳細がわかり次第、ご連絡しますのでよろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりましてご苦勞様でした。

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

平成28年 / 月 8日

議事録署名委員 赤松祐造 

議事録署名委員 金井伸夫 